

平成30年1月17日
みどりとみず政策担当部

世田谷区立公園条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立公園条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

(1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

(2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	都市整備常任委員会（条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案）
		公布（同日施行）
	10月	料金改定

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 平成29年3月7日条例第20号 <u>平成30年3月 日条例第 号</u></p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の<u>6</u>） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 第1章 総則 ～省略～ （使用の手続等） 第11条の2 法第2条第2項に規定する公園施設（軟式少年野球場以外の無料で利用させる施設を除く。以下この章において同じ。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 <u>2 前項に規定する公園施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第 号）に定めるところによるほか、規則で定めるところ</u></p>	<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 平成29年3月7日条例第20号</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の5） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 第1章 総則 ～省略～ （使用の手続等） 第11条の2 法第2条第2項に規定する公園施設（軟式少年野球場以外の無料で利用させる施設を除く。以下この章において同じ。）を使用しようとする者は、<u>規則で定める手続により</u>、区長の承認を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>による。</u></p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>公園施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>4 区長は、公園施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた公園施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 公園施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4の範囲内において規則で定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>3 区長は、公園施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた公園施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 公園施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4の範囲内において規則で定める使用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>

改正後				改正前			
別表第4（第13条関係） 公園施設の使用料				別表第4（第13条関係） 公園施設の使用料			
種別	単位	使用料	摘要	種別	単位	使用料	摘要
軟式野球場	1面 (1時間以内)	平日 <u>2,010円</u>		軟式野球場	1面 (1時間以内)	平日 1,680円	
		土曜日、日曜日及び休日 <u>2,370円</u>				土曜日、日曜日及び休日 1,980円	
庭球場	1面 (1時間以内)	平日 <u>1,440円</u>		庭球場	1面 (1時間以内)	平日 1,200円	
		土曜日、日曜日及び休日 <u>1,720円</u>				土曜日、日曜日及び休日 1,440円	
洋弓場	1人1回 (1時間以内)	平日 <u>280円</u>		洋弓場	1人1回 (1時間以内)	平日 240円	
		土曜日、日曜日及び休日 <u>360円</u>				土曜日、日曜日及び休日 300円	
水泳場	1人1回 (2時間以内)	大人 <u>390円</u>	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。	水泳場	1人1回 (2時間以内)	大人 360円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。
		高齢者(65歳以上) 100円				高齢者(65歳以上) 100円	
		小人(小学生・中学生) 100円				小人(小学生・中学生) 100円	
		幼児 無料				幼児 無料	
		障害者 100円				障害者 100円	
		障害者(小学生・中学生に限る。) 無料				障害者(小学生・中学生に限る。) 無料	

改正後				改正前			
附帯設備 (夜間照明)	1面 (1時間以内)	軟式野球場 3,300円		附帯設備 (夜間照明)	1面 (1時間以内)	軟式野球場 3,300円	
		庭球場 820円				庭球場 820円	
和室 (10畳)	午前 (1回3時間)	平日 <u>2,520円</u>		和室 (10畳)	午前 (1回3時間)	平日 2,100円	
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>3,000円</u>				土曜日、日曜日及び 休日 2,500円	
	午後 (1回4時間)	平日 <u>3,360円</u>		午後 (1回4時間)	平日 2,800円		
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>3,960円</u>			土曜日、日曜日及び 休日 3,300円		
	1日 (1回8時間)	平日 <u>6,720円</u>		1日 (1回8時間)	平日 5,600円		
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>8,040円</u>			土曜日、日曜日及び 休日 6,700円		
和室 (8畳)	午前 (1回3時間)	平日 <u>2,160円</u>		和室 (8畳)	午前 (1回3時間)	平日 1,800円	
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>2,520円</u>				土曜日、日曜日及び 休日 2,100円	
	午後 (1回4時間)	平日 <u>2,880円</u>		午後 (1回4時間)	平日 2,400円		
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>3,360円</u>			土曜日、日曜日及び 休日 2,800円		
	1日 (1回8時間)	平日 <u>5,760円</u>		1日 (1回8時間)	平日 4,800円		
		土曜日、日曜日及び 休日 <u>6,840円</u>			土曜日、日曜日及び 休日 5,700円		

改正後				改正前			
和室 (4.5畳)	午前 (1回3時間)	平日	<u>1,440円</u>	和室 (4.5畳)	午前 (1回3時間)	平日	1,200円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>1,680円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	1,400円
	午後 (1回4時間)	平日	<u>1,920円</u>	和室 (4.5畳)	午後 (1回4時間)	平日	1,600円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>2,280円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	1,900円
	1日 (1回8時間)	平日	<u>3,840円</u>	和室 (4.5畳)	1日 (1回8時間)	平日	3,200円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>4,560円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	3,800円
茶室	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,400円</u>	茶室	午前 (1回3時間)	平日	2,000円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>2,880円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	2,400円
	午後 (1回4時間)	平日	<u>3,120円</u>	茶室	午後 (1回4時間)	平日	2,600円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>3,720円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	3,100円
	1日 (1回8時間)	平日	<u>6,360円</u>	茶室	1日 (1回8時間)	平日	5,300円
		土曜日、日曜日及び 休日	<u>7,560円</u>			土曜日、日曜日及び 休日	6,300円
駐車場	自動車1台 (30分以内)	100円	世田谷区立世田 谷公園、世田谷区 立羽根木公園、世	駐車場	自動車1台 (30分以内)	100円	世田谷区立世田 谷公園、世田谷区 立羽根木公園、世

改正後				改正前			
			田谷区立玉川野毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。				田谷区立玉川野毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。
	自動車1台 (60分以内)	300円	世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。		自動車1台 (60分以内)	300円	世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。
備考				備考			
<p>1 軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が1時間のうちの30分を超えないときは、当該1時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。</p>				<p>1 軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が1時間のうちの30分を超えないときは、当該1時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。</p>			